

## 評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川西町社会福祉協議会の評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）運営細則第5条の規定に基づき、評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬の額について定める。

### (報酬)

第2条 委員のうち、事務局長を除く委員が委員会に出席したときは、報酬を支払う。

### (報酬の額)

第3条 委員の報酬額は、次のとおりとする。

委員会への出席1回あたりの報酬額	2,000円
------------------	--------

2 前項の報酬額は、所得税控除後の支払額とし、税額表は給与所得の源泉徴収税額表の「日額表」の乙欄を適用するものとする。

### (支給の方法)

第4条 委員への報酬は、出席した委員会終了後に通貨により支給するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年1月18日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。